平成27年3月19日福祉部介護保険課

練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条 例の一部改正について

# 1 改正の理由

介護保険制度改正に伴い、平成27年1月16日に公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)が一部改正された。

区では、この省令を踏まえ、地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準に関する 条例を定めていることから、省令の改正内容を踏まえ、区としての基準の見直しを行い、 所要の改正を行う。

### 2 対象とするサービス

本条例が対象とするサービスは、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」である。

- 3 条例の根拠・基準となる法令
  - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
  - (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)
  - (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「省令」という。)

#### 4 改正の主な内容

対象とするサービスに係る基準のうち、特に影響の考えられる主なものは、つぎのと

おり。

# (1) 基準が緩和されるもの

ア 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・管理者の兼務可能な範囲に介護予防・日常生活支援総合事業を追加
- ・登録定員を「25人以下」から「29人以下」に変更
- ・運営推進会議および外部評価の効率化
- イ 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 特になし

# (2) 基準が厳格化されるもの

ア 介護予防認知症対応型通所介護

- ・夜間および深夜のサービス(宿泊サービス)の届出の義務化
- ・夜間および深夜のサービス(宿泊サービス)の事故報告の義務化
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 特になし
- (3) その他規定の整備

介護保険法等の改正に伴い、規定の整備を行う。

### 5 改正される基準一覧

本条例については、省令および施行規則において、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」が示されている。(次表参照)

基準の区分	定  義
	当該基準と異なる内容を定めることは認められないが、その基
従うべき基準	準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許
	容されるもの
	当該基準を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域
標準	の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容され
	るもの

参酌すべき基準

当該基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの

区としては、従うべき基準については、省令および施行規則で定める国の基準どおりとし、標準および参酌すべき基準についても、省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令で定める国の基準どおりとする。

# 6 施行期日

平成27年4月1日

# 【サービスごとの主な改正内容】

			内容		
	分	項目	基準の概要	条例の考え方	
総則	参酌	・定義	この条例における用語の定義を定めた第2条に	国の基準と同	
			ついて、条文中の「第8条の2第14項」を「第	じ	
			8条の2第12項」に変更するもの		
		• 従業	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の従		
		者の員	業者の員数を定めた第9条について、条文中の		
		数	「第45条第6項第2号」を「第45条第6項」に、		
			「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に		
	従う		変更するもの		
		• 利用	第10条に規定された、介護予防認知症対応型共		
		定員等	同生活介護事業所等の設備を使用して提供する		
介護			共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業		
予防			所の利用定員を、「事業所ごとに3人以下」か		
認知			ら「事業所のユニットごとに3人以下」とする		
介護予防認知症対応型通所介護			もの		
応型		・事故	事故発生時の対応を定めた第38条第4項を新設		
通所		発生時	し、夜間および深夜のサービス(宿泊サービス)		
介護		の対応	を実施する事業者に対し、事故発生時に必要な		
			措置を講じるとともに、行った処置についての		
			記録および行政等への事故報告の義務付けを規		
			定するもの		
	参酌	・設備	第8条第4項を新設し、夜間および深夜のサー		
		および	ビス(宿泊サービス)を実施する事業者に対し、		
		備品等	区へ当該サービスの内容の届出を義務付ける規		
			定を設けるもの		

区分		項目			内容		
				基準の	概要		条例の考え方
		• 従業	第45条第	56項に規定され	た指定介護	予防小規模	国の基準と同
		者の員	多機能型	」居宅介護事業所	の看護職員だ	が兼務可能	ľ
		数等	な他事業	美所の範囲に「同	一敷地内の	施設」を加	
			えるとと	もに、兼務可能	な施設として	て指定介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護	従う		老人福祉	:施設や介護老人(	保健施設を加	口えるもの。	
			その他条	文中の「複合型	サービス」	を「看護小	
			規模多機	能型居宅介護」	に変更するも	) D	
		• 管理	第46条に	1規定された管理	者の兼務可	能な他の事	
		者	業の範囲	目について、介護	予防・日常の	生活支援総	
			合事業を	·追加するもの			
模多		• 登録	第48条に規定された登録定員について、「25人				
機能		定員お	以下」を	:「29人以下」に	緩和するもの	の。また、	
型居		よび利	通いサー	- ビスの利用定員	について、	登録定員の	
宅介		用定員	2分の1	から15人までと	されていた	ものを、登	
護			録定員が	325人を超える事	業所にあって	ては、登録	
			定員に応	じて、つぎの表	に定める利力	用定員まで	
			とするとしたもの				
				登録定員	利用定員		
				26人または27人	16人		
				28人	17人		
				29人	18人		
						1	

区分		T石 口	内容		
		項目	基準の概要	条例の考え方	
介護予以	± TI	• 居住	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は	国の基準と同	
		機能を	、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合	ľ	
		担う併	に必要な措置を講ずるよう努めるものと定めた		
防小坝		設施設	第64条について、施設等の範囲に「同一敷地内		
模		等への	の施設」を加え、緩和するもの		
小規模多機能型居宅介護	参酌	入居			
型星		• 基本	第67条第2項の外部評価の規定について、運営		
宅介		取扱方	推進会議の開催により外部からの評価を受けて		
護		針	いることから、本条に規定されていた外部評価		
			を廃止し効率化を図るもの		
	参酌	• 基本	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介		
介護		方針	護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、そ		
介護予防認知症対応型共同			の認知症である利用者が可能な限り共同生活住		
認知			居(介護保険法第8条の2第17項に規定する共		
症対			同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)に		
応型			おいて、(中略)利用者の心身機能の維持回復		
共同			を図り、もって利用者の生活機能の維持または		
生活			向上を目指すものでなければならないと定めた		
活介護			第71条において、条文中の「第8条の2第17項」		
			を「第8条の2第15項」に変更するもの		
事	従う	<ul><li>事業</li></ul>	事業者の指定に関する基準を定めた第4条につ		
事業者の		者の指	いて、条文中の「とは、法人格を有する者」を		
の指定に関する基準		定に関	「は、法人」に変更するもの		
		する基			
		準			
毕					